農業ひろさき

2022年12月1日（第202号）
（令和４年12月１日）

編集と発行 ： 弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1　前川本館3階　電話0172-40-7104

令和4年度　りんご整枝せん定競技会　～参加者募集～

農業委員会では、農業後継者りんご整枝せん定競技会を開催します。
せん定技術の向上を目指し、参加者同士の交流を深めるため、意欲のある後継者の皆さんの参加をお待ちしています。



昨年の実施風景

◆日　　時　令和５年１月19日（木）　午前９時～午後４時30分

◆日程及び内容

時　間（予定）	内　　容
8：45	集合・受付
9：00～	開会式・説明
9：10～10：20	模範樹せん定
10：20～11：45	競技会（実技）・実技審査
	（昼　　食）
13：00～14：00	競技会（筆記）
14：00～15：00	アシストスーツ体験
15：00～16：00	講評・表彰式・閉会式
16：00～16：30	懇談・質疑応答

◆会　　場　弘前市りんご公園（市内清水富田）

◆参加資格　弘前市内に居住するりんご生産者で就農５年以上の方

◆募集人数　30人

◆競 技 会　団体の部（３人１組、複数地区の組み合わせ可）と個人の部で、りんごの整枝せん定に関する実技と筆記試験の点数により順位を決定します。
※市内各地区から幅広く参加者を募るため、同一団体での参加は２組までとさせていただきます。

◆参 加 料　無料

◆応募方法　以下のページまたは農業委員会事務局に備え付けている参加申込書を提出してください。

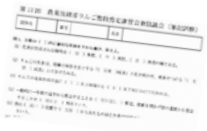
◆そ の 他　整枝・せん定作業に必要な用具一式（はしごを含む）は、参加者が準備してください。
※昼食は、弘前市農業委員会委員親睦会よりお弁当が用意されます。

◆申込締切　12月23日（金）
※募集人数に達した時点で締め切ります。

■問い合わせ・申込先
農業委員会事務局総務係（市役所前川本館3階）
☎４０－７１０４
Mail：nougyou@city.hirosaki.lg.jp

整枝せん定競技会　過去の筆記試験問題と解答(カコモン)掲載

当市で毎年冬季に開催している「農業後継者整枝せん定競技会」の筆記試験に備え、過去に出題された問題（カコモン）で対策を検討してみては？



市のホームページには、「カコモン」を掲載しています。

■問い合わせ先
農業委員会総務係（市役所前川本館３階）　☎４０－７１０４

～実りの秋～　ひろさきりんご収穫祭開催

りんごの収穫最盛期を迎えた11月５日から６日にかけて、市りんご公園において、「ひろさきりんご収穫祭」が開催されました。



ステージの様子



りんごの枝でリース作り

今年のひろさきりんご収穫祭はりんごの枝でリース作りやりんごキャンドルづくり、りんご箱に絵を描く体験やりんごの木をスピーカーにする体験などが人気を集めました。アップルパイ大集合も大人気で、両日ともに完売となりました。２年ぶりに実施したステージイベントでは市内の保育園の園児や高校生、大学生、ダンスチームなどの皆さんが次々に登場して、日頃の練習の成果を元気いっぱいに披露し、来場した多くの方を楽しませてくれました。

令和４年８月の大雨災害対策について

下記のとおり、各種事業の申請受付を実施しています。事業の活用をお考えの方は、忘れずに申請してください。

〈国の支援対策〉

（１）樹勢回復等に向けた取組支援
　〇樹体洗浄、ゴミ除去等：7.1万円／10ａ
（２）堆積土砂の影響防止に向けた取組支援
　〇通気性確保のための耕転作業等：2.3万円／10ａ
（３）泥水被害を受け、改植を行う園地の取組支援
　〇改植経費（抜根、苗木の植栽等）
　・慣行樹形：17万円／10ａ（丸葉）、33万円／10ａ（わい化）
　・省力樹形：73万円／10ａ（超高密植、Ｖ字ジョイント）等
　〇未収益期間の管理経費：22万円／10ａ
※（1）、（2）ともに、農業経営収入保険又は果樹共済へ加入している、又は今後加入することが要件。
※この他、令和５年度春頃に申請受付予定の、廃園経費支援（8万円／10ａ）の活用をご希望の場合は早めにご相談ください。

申請期限は12月15日（木）まで。つがる弘前農協 弘前北支店、弘前西支店、藤崎支店、和徳支店の営農担当窓口、非組合員については、市農林部りんご課で受付します。

〈市の支援対策〉

No.	メニュー名	対象経費	実施主体	補助率	必要書類等	申請期間・期限
1	病害虫発生・まん延防止支援	**果樹の防除用薬剤費、落果果実の腐食促進用の石灰資材の購入費**（３割以上の樹冠浸水が確認された果樹園地に限る。）	市内に住所を有する農業者、農業法人、農業者等で組織する団体（市が交付する農産物等被害証明書を取得した者に限る。）	５万円/10ａ	【全体】 ①農産物等被害証明書 ②見積書又は領収書 ③被害状況が分かる写真 ※現場確認のため、写真が必要です。 ④本人名義の通帳 ⑤印鑑 【No４．No５】 ⑥作業後の状況が分かる写真（No５は、泥のすき込みのみ対象） 【No６】 ⑦令和５年産又は令和６年産に係る農業経営収入保険や農業共済等の加入がわかるもの又は加入誓約書 ⑧取得した農地の写真 ※取得する土地の場所や面積等の要件がありますので、詳細はお尋ねください。	令和５年２月28日（火）まで ※ただし、№２～４及び６のうち、令和５年度に事業完了するものについては令和５年12月28日（木）まで申請を受付
2	生産資材購入支援	**流出等した農業用資材の購入費**（果樹園地は3割以上の樹冠浸水、果樹園地以外の農地は浸水が確認されたものに限る。）		対象経費の１/３（上限額：１万円/10ａ）		
3	浸水農業用機械修繕等支援	**浸水、土砂流入等により故障した農業用機械の修繕費**（修繕が困難な場合は購入費）		対象経費の１/３（上限額：10万円/台）		
4	補植支援	**被災樹の補植経費**（苗木・支柱代）		対象経費の１/３（上限額：1.5千円/本）		
5	排水及び泥のすき込み支援	**被災園地の排水や泥のすき込みに係る機械**（排水ポンプ、耕運機等）**借上費**		対象経費の１/２（上限額：２千円/日）		
6	農地の取得支援	**岩木川・平川流域以外の農地の購入費**（令和５年産又は令和６年産の農作物等に係る農業経営収入保険や農業共済等への加入等が要件）		対象経費の２/10（上限額：13万円/10ａ）		
7	利子助成	再生産資金として融資機関から借入した資金に係る利子		0.5％以内（最長５年間）		令和４年12月31日までに貸付実行されたものにあっては令和５年１月31日まで 令和５年１月１日から３月31日までに貸付実行されたものにあっては令和５年３月31日まで

■問い合わせ先　国の支援事業＆No１～６の事業　りんご課生産振興係（市役所本館３階）☎４０－７１０５
　　No７の事業　農政課担い手育成係（市役所本館３階）☎４０－０７６７

近年続く異常気象に備えて【りんご共済】令和5年産加入申込み受付中！

加入プラン	総合短縮方式
補償期間	４月発芽期から11月収穫期までの災害に対応（冬期間の災害を除く）
対象となる災害	自然災害（水害含む）、鳥獣害など
対象となる被害割合	畑ならし計算型（すべての畑での減収量で計算）は３割以上の被害から共済金が支払われます。
農家負担額（ふじの場合）	畑ならし計算型は１箱およそ75円
	※掛金率は個人別危険段階を採用していますので、農家負担額は多少変動することがあります。
補償額（ふじの場合）	畑ならし計算型は最高でおよそ１箱2,680円
	※品種によって異なります。

◇青森県農業共済組合では、青色申告を行っている農家の皆様には、収入保険もお勧めしております。
★加入を検討している方や内容を詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。

◆果樹共済の申込締切
令和５年３月24日（金）
■問い合わせ先
青森県農業共済組合ひろさき支所
果樹課　☎２８－５７００



農業委員または農地利用最適化推進委員へ

「農地に関するご相談」は、お近くの

～樹園地を買いたい、借りたい方へ～「園地継承円滑化システム」の公開を始めました！

市では、後継者のいない樹園地について、農地と樹体を一体で新たな担い手へ円滑に継承していくため、「園地継承円滑化システム」を構築し、第三者への継承を希望している樹園地の情報を市ホームページ等で公開を始めましたので、ぜひご活用ください。

「園地継承円滑化システム」の特徴

・営農の参考となる品種構成、樹齢、接道や水源、傾斜の状況など、詳細な園地情報を掲載しています。
・現在耕作されている樹園地を継承することにより、初期段階から営農収入が見込めるとともに、農地の整備や果樹の新植から営農を始めるよりも設備投資等に係る負担の軽減が図れます。
・今すぐ継承を希望している樹園地に加え、将来的な継承（概ね５年以内）を予定している樹園地も掲載しているため、受け手の営農計画に合った樹園地を探すことができます。

「園地継承円滑化システム」に掲載される樹園地の情報は、以下の市ホームページで公開しているほか、農政課農地支援係（前川本館３階）、岩木総合支所総務課農林係（岩木庁舎）、相馬総合支所総務課農林係（相馬庁舎）の各窓口でも閲覧できます。

【市ホームページ】
⇒http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/enchikeisyou-top.html
または右記ＱＲコードから

※「園地継承円滑化システム」に登録いただける樹園地を随時募集しています。
現在耕作されている樹園地の売買・貸借をご検討の際には、伐採する前にまずは担当までご相談ください。

■問い合わせ先　農政課農地支援係（市役所前川本館３階）　☎４０－０６５６

大雨災害に関する寄附金・義援金

㈱ユニバース

㈱ユニバースは、令和４年８月の大雨災害に係る被災地救援として募金活動を実施し、店舗利用者及び社員から寄せられた寄附額に、ほぼ同額の会社寄附金を加えた額を、県内被災自治体へ寄附しました。当市には、10月14日に、45万円が寄附されました。市では、被災されたりんご生産者の支援事業に活用する予定です。



贈呈式の様子

八戸市立西園小学校

10月28日、八戸市立西園小学校４年生の児童33名より、義援金が寄附されました。４年生は社会の授業で自然災害を学んでいたことから、実際に被災されたりんご生産者に取材を行い、取材を基に制作した劇を、10月15日に行われた学習発表会で披露しました。その後、校内で募金活動を行い、集まった54,275円が寄附されました。


贈呈式の様子(左)と児童からのメッセージカード(右)

市では、特に甚大な被害を受けたりんご生産者を対象として、義援金配分の準備を進めています。

収入保険の保険料を補助します！

自然災害や市場価格低下など、あらゆる要因による収入減少に対応する収入保険制度の加入を促進するため、保険料（掛捨て部分）の一部を補助します。　**※令和５年産の加入申請締切の受付は12月末日まで**

◆補助対象経費及び補助金の額

・新規加入者　　：保険料（掛捨て部分）の50％
・継続及び再加入者：保険料（掛捨て部分）の30％



◆補助要件などの詳細はこちら

http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/2022-0415-1109-36_syuhojo2022.html

【詳細はこちらから】

■問い合わせ先　農政課地域経営係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０２

肥料価格高騰対策事業のご案内
～肥料価格の高騰に直面する農業者の皆様へ～

秋肥分（R4.6月～10月注文・購入）の申請受付中!

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様を支援します。

支援の対象となる肥料

秋肥：令和４年６月から令和４年 10 月に注文・購入した肥料（本年の秋肥として使用した肥料）
春肥：令和４年 11 月から令和５年５月に注文・購入した肥料（来年の春肥として使用する肥料）
※「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき登録又は届出された肥料が対象。春肥分の申請受付開始は今後お知らせします。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その７割を支援金として交付します。
支援金＝（ 当年の肥料費 -（ 当年の肥料費 ÷ 高騰率（1.4） ÷ 使用量低減率（0.9） ））×0.7
例えば、対象となる秋肥が 100 万円だった場合、**支援金＝（100 万円-（100 万円÷1.4÷0.9））×0.7＝約 14 万円**

農業者の参加申込先

取組実施者となる農協や肥料販売店など

申請受付期間
（取組実施者から青森県農業再生協議会）

申請期限　令和４年 12 月 28 日まで
取組実施者への支援金支払い予定日
令和５年３月頃
※取組実施者（農協や肥料販売店）から県農業再生協議会までの期限となります。農業者から取組実施者への期限については農協等へお問合せください。
※取組実施者は、５戸以上の参加農業者グループで申請する必要があります。

参加農業者の要件

⑴生産物等の販売実績のある農業者
⑵化学肥料低減の取組の実施
化学肥料の２割低減を実現するため、国が定める１５の取組メニューの中から２つ以上を選択し、令和５年度までの２年間で取り組んでいただきます。既に取り組まれており、同じ取組メニューに取り組む場合は、その取組を拡大・強化することで事業の対象となります。

【取組メニューの例】
土壌診断に基づく施肥設計、生育診断による施肥設計、局所施肥の利用など。１５メニューから選択。

申請先

〒030-0861
青森市長島 2-10-4 ヤマウビル１階
肥料価格高騰対策事業事務センター

問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島１－１－１
青森県農林水産部食の安全・安心推進課
（青森県農業再生協議会事務局）
TEL 017-734-9352 FAX 017-734-8086
メールアドレス
hiryo_kakaku@pref.aomori.lg.jp
本事業に関するお問い合わせは
中南地域県民局地域農林水産部
農業普及振興室でも相談対応しています。
【詳しくは右記 QR コードから】→

今年も健診を実施しています！

国民健康保険に加入している 40 歳以上の人に国保特定健診、国保人間ドック・脳ドックを、後期高齢者医療制度に加入している人には後期高齢者の健診、歯科健診を実施しています。

健診の目的は、体の異常の「早期発見・早期治療」です。自覚症状がないまま進行する病気もありますので、毎年健診を受けてご自分の健康状態を確認しましょう。

健診受診の際は、マスクの着用や手指の消毒など、感染症予防対策にご協力くださいますようお願いいたします。

健診名	対象	料金	実施期間
国保特定健診・後期高齢者の健診	国民健康保険に加入している 40 歳以上の人、または後期高齢者医療制度に加入している人	**無　料**（健診には約１万円の費用がかかりますが、受診券を使用することで年度内１回に限り無料で受診できます。）	令和５年３月 15 日まで
国保人間ドック	次のいずれにも該当する人 ○国民健康保険に加入している 40 歳以上の人 ○国民健康保険料の滞納がない世帯の人	**4,250円**（年度内１回。国保特定健診が含まれ、同時受診となります。また、検診内容や年齢により自己負担が増減することがあります。）	令和５年３月 15 日まで
国保脳ドック		**5,000円**（年度内１回。国保特定健診または国保人間ドックとは別に受診できます。）	令和５年３月 31 日まで
後期高齢者の歯科健診	後期高齢者医療制度に加入している人	**無　料**（年度内１回。受診券はありませんので、被保険者証を持参してください。）	令和５年３月 31 日まで

■問い合わせ先
・【国保特定健診、国保人間ドック、国保脳ドック】
国保年金課国保健康事業係　☎３５－１１１６
・【後期高齢者の健診、歯科健診】
国保年金課後期高齢者医療係　☎４０－７０４６

